

令和 7 年 第 4 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年4月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2 階 大会議室

○ 出席した委員 (16 名)

1 番 森 武雄	8 番 滝沢 久美子	15 番 堺澤 務
2 番 中嶋 隆	9 番 小松原 博	16 番 伊藤 宏美
3 番 木下 亜紀	10 番 塩木 操	17 番 河上 邦和
4 番 小松原 ひとみ	11 番 上田 佳子	18 番 吉瀬 久司
5 番 倉田 益式	12 番 春日 知也	19 番 氣賀澤 道雄
6 番 小松 伸治	13 番 北澤 満	
7 番 田村 晴男	14 番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (4 名)

20 番 小平 裕一	22 番 小池 政幸	24 番 菅沼 佳彦
21 番 小原 正隆	23 番 山崎 幸夫	25 番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (4 名)

1 番 森 武雄	18 番 吉瀬 久司	24 番 菅沼 佳彦
7 番 田村 晴男	21 番 小原 正隆	

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(農地中間管理事業)

議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 5 番 (倉田)

議事録署名人 6 番 (小松)

開 会 令和7年4月25日 午後3時00分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和7年第4回農業委員会総会及びに協議会を開会させていただきたいと思います。

それでは、まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

田んぼに水も入りまして、忙しい時期になってまいりました。

この中にも集落営農法人に従事されて活躍されている方もおられると思いますけれども、一応、私も下在生産組合の何もしない理事でありまして、何ていいますか、去年、おとしあたりから集落営農法人の存続が難しいというような話も出てきて、去年は市長のほうに何とかしてほしいという意見書を出したりするという状況になりましたので、私も、名前だけの理事ではなくて、何かしなきゃいけないと思って、今年はこれまで精力的にやってきましたが、非常に大変です。

それで、何ていいますか、特に農業をやる方を引っ張っていく組合長っていうのは非常に大変だなということを感じておりますし、やはり引っ張っていく方がいないと法人のほうも成り立っていかないかと、やはり人だになっていうことを最近は思っております。

法人の話はそこまでとしまして、今、皆さんの机の上にベニバナの種を置いてあると思いますが、ひょんなことからベニバナを作りまして、かなり種ができましたんで、ちょっと皆さんのところでまいていただければと思って持ってきました。

先ほど宮澤委員から指摘を受けたんですが、まく適期は終わったということと言われたんですけれども、私が昨年4月初めにまきましたら寒くてうまく芽が出なかったんです。芽は出たんですけど、伸びなかったんです。駒ヶ根ではこれからでも十分に合うと思いますので、適期は適期として理解いただいて、お願いしたいと思います。

作り方は非常に簡単です。1回土寄せをして、あとは、風に弱いもので、ちょっと風よけをしたくらいで、簡単です。駒ヶ根市にはシルクミュージアムもありますので、その関係で何か一緒にやっていければいいかなという思いもありますし、また遊休農地にまいても——鹿やイノシシはちょっと何とも言えませんが——そうではないところではきれいな花が咲くんじゃないかと思っています。

蛇足ですけれども、道の駅に出しますと、全部売れちゃいます。これは自分

の体験からの話です。非常に興味を持たれる花だと思えますので、ぜひ試しに
まいてみてください。

ただ、種を取るために育てたものじゃないですから、全て芽が出るとは限り
ません。そこだけは御承知おきいただきたいと思います。

いろいろ話しましたが、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。今回は順番で
22 番 小池政幸委員さんをお願いいたします。

2 2 番 (小池 政幸君)

一言の当番ですので、一言、話をさせていただきます。

あちこちで農作業が始まって、楽しい季節になってきたわけですが、
私の家は4反歩の農地を耕しております。家庭菜園レベルで、特にトウモロコ
シだとか、ニンニク、それからカボチャ等、野菜を作って、直売所へ少し出し
ております。

それで、そのほかに8畝の田んぼをやっているわけなんですけど、はざ干し
で自給自足しております。

田植は、今まで2条植えの機械でとぼとぼ植えていたんですけど、一昨年は、
近所から4条植えの機械を頂きまして、4条植えの機械で田植をしたところ、
いや、すごいなと、今まで半日かかっていたのが2時間で終わっちゃったとい
うようなことで、効率がいいなということを感じております。

それで、稲刈り機は持っていないくて、お隣からバインダーを借りて稲刈りを
やっております。

それから、脱穀機については、自分のところにありますので、これは逆にお
隣に貸してやっております。

それで、はざ干しで米を作ると最後にわらを切ってまかなきゃいけないん
ですけど、去年はわら切り機っていうのがえらく調子が悪くて、南箕輪村に中古
の機械を売っているところがありまして、そこへ行って、思い切って買いまし
た。10万円かけて買ったわけなんですけど、よく考えてみると、一年のうち半
日使うかどうかの機械なんですよ。いや、これは10万円かけて買う価値が
なかったのか、あったのか、ちょっと分からないんですけど、後になってそん
なことを考えました。

それで、私の今住んでいるところの農事部を見てみると、米を作っている農
家が6軒あるんですけど、そのうち5軒ではざ干しをやっております。

これは、何ではざ干しをやっているかっていうと、法人の方に稲を刈ってい

ただくとカントリーへ出すっていう格好になるんですけど、自分のうちで食べるときはカントリーからもらってくるんで、どこの米を食べているのかよく分からないというようなことで、一部をはざ干しにしているっていうようなところを含めて5軒あります。

それで、私のところは8畝の小さい田んぼなもんですが、大型の機械を入れるのもちょっと苦労だなと思ってはざ干しをやっています。

以前から自給自足ではざ干しをやっているっていうところも含めて5軒ありまして、6軒のうち5軒っていうのはかなり多いのかなっていうような感じはするんですけど、いずれにしても、はざ干しをするっていうことは一年を通してそれぞれの工程で機械が必要になるわけで、お互いに貸し借りをしながら稲作を維持しているという格好であります。

それで、農事部の話の中では、こういった機械は一年に一回使うだけなんで、壊れたときに新しく買うっていうのも何だから貸し借りができるような格好にできないかっていうような意見が出ていまして、そういうこと大事だなと思って、何か考えましょうという話にはなっているんですけど、まだ具体的にはなっていません。

いずれにしても、米の価格が高騰する中で、やはり米を自分で作ってみたいっていう方もいますし、遊休農地をつくらないためにもこういった仕組みをつくりながら維持していくっていうことは必要だなということで、今後は、地域の仲間と貸し借りの仕組み等が何かできればいいなっていうことで、考えてみたいなと思っております。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和7年4月1日付、告示第4号をもって招集しました令和7年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

1番 森武雄委員、7番 田村晴男委員、18番 吉瀬久司委員及び21番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

また、24 番 菅沼佳彦推進委員より遅刻の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 5 番 倉田益式委員、6 番 小松伸治委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 2 ページ左側を御覧ください。

計画変更一 1 で表示した場所になります。

北割 1 区、XXXXXXXXXX の北東 1 筆 302 m²になります。

1 ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画では住宅を建築する目的によって当地を取得していたが、土地の名義変更後に譲受人が死亡してしまったことから、これまで事業が完遂されずにいた、今回、新たに申請地へ住宅を建築することとなったため事業計画者の変更をしたい、承継計画は新たな事業計画者により住宅を建築する土地として使用するというものでございます。

同日、5 条の転用申請がございましたので、こちらにつきましては後ほど御説明させていただきます。

以上 1 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

4 月 4 日に現地確認をいたしました。

現地周辺は、位置図で見たとおり、全部宅地ということになっていて、この場所は昭和 46 年に転用許可が下りている場所ということです。許可が下りてから 54 年くらいたつというところで、54 年経過しているということはちょっと問題かなと思いますが、問題はないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ありがとうございました。
 これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 議案第 21 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
 それでは議案書 3 ページをお開きください。
 農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
 1 件でございます。
 場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。
 3—1 で表示した場所になります。
 上赤須区、[] の東 2 筆、計 508 m²になります。
 3 ページにお戻りください。
 契約内容でございますが、売買。
 理由でございますが、譲受人は現在自身が務める企業で [] を製造しているが、その原材料となる [] を栽培するため当地を取得したい、譲渡人は現在病気を患っており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。
 許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。
 以上 1 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ありがとうございました。
 それでは、地元委員の補足説明をお願いします。

9 番 (小松原 博君)
 4 月 7 日、氣賀澤会長と一緒に現地を調査してまいりました。

位置図を御覧のとおり、[] っていう建物がありますけど、これが譲受人の勤める会社の所有となっております。

皆さん御承知のように、[] の栽培を伊南全域で展開しておりまして、宮田村から中川村までの総収穫物をこの工場で集荷して、そこで加工して販売に回すっていうような状況です。

今回の農地に関しましては、東隣の傾斜地の農地を取得して、今説明がありましたけど、そこに [] を建てて [] の苗木を生産するっていう形を取るそうです。

それで、こちらの [] っていう方なんですけど、お勤めの会社が [] っていう会社で、インターネットを通じて販売しているようですが、[] をメインに販売している会社の関係者です。

それで、協力者として、栽培管理を御一緒にやっていただけるっていうことで、地元駒ヶ根市のこちらにおいでになります [] がメインで維持管理をしていくっていう方法を取るようです。

そういう形で今後は維持管理していただけるっていうことで、問題ないと考えております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 22 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 5 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

■■■■北側1筆247㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、通路用地。

理由でございますが、借受人は■■■■溪流の保全工事事業を行うに当たり工事用車両の通行用地として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域外となっております。

農地区分につきましては消極的2種で見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

北割2区、■■■■の北東1筆302㎡になります。

5ページにお戻りください。

先ほど計画変更で御説明をさせていただきました住宅建設の予定地となります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが手狭になってきたことから住宅を建てるために当地を取得したい、譲渡人は転用許可後に事業の達成が未了となっていた土地であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域外となっております。

農地区分につきましては3種で見えております。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明に移ります。

1番については、宮田地区ということで、担当がいらないということで私と森委員とで3月29日に見てまいりました。

この土地につきましては、以前にも申請がありました。そのときに許可になりまして、問題はありませんでした。今回も同じような条件でありますので問題ないと判断しております。

2番の先ほど追加になった件も含めてお願いします。

- 2 番 (中嶋 隆君)
追加ですか。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
もしあるようだったら……。
- 2 番 (中嶋 隆君)
別にありません。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 5 番 (倉田 益式君)
5-2 についてなんですけれども、公道から入って 2 軒目の [] のところまでは多分 3m か 4m の道ができているんですが、今度新しく建築予定のところまでは、[] の土地で、3m あるのかないのか、ちょっと分からないんだけれども、公にはどこか 1 か所でもいいから家が広い道に面していないといけないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。
- 2 番 (中嶋 隆君)
この道は 3 軒の家の共用地になっています。
- 5 番 (倉田 益式君)
共用地になっているのですか。
- 2 番 (中嶋 隆君)
だから、この北に入っていく道は、[] と [] と前の方が持っている土地ということで、市道とかではなくて、私道です。
- 5 番 (倉田 益式君)
それで、今度新しく家を建てる黒塗りのところは、道としては南から入る道だけになるわけですね。
- 2 番 (中嶋 隆君)
はい。
- 5 番 (倉田 益式君)
そうすると、この道は何mの幅なのか、それによっては建築許可が下りないんじゃないかと思うんだけど。
- 2 番 (中嶋 隆君)
それは分かりません。
- 5 番 (倉田 益式君)
分かりませんか。
ちょっと確認したほうがいいと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
建築許可云々については、そこはまたちょっと違う話になりますので……。

5 番 (倉田 益式君)
はい。
私個人としては、ちょっとそこは確認の必要があるというふうに思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
分かりました。
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 23 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（農地中間管理事業）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
議案書 7 ページをお開きください。
議案の説明の前に議案名について御報告いたします。
地域計画策定前は農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画を作成して長野県農業開発公社へ提出しておりましたが、地域計画を策定した 4 月以降は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農用地利用集積等促進計画案を作成して長野県農業開発公社へ提出することとなったため、議案名が変更となっております。
なお、次の売買の議案についても同様となります。
それでは、議案について御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 7 年 5 月 30 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 1 万 479 m²、畑 1,092 m²、10 年が田 2 万 3,302 m²、合計 3 万 4,873 m²でございます。
貸手が 11、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
8 ページ～10 ページは各筆の明細となっております。11 名の土地所有者が

長野県農業開発公社に合計で 24 筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、各筆明細にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

なお、10 ページにあります筆については権利移転の筆となっているため、総括表の面積へは計上しておりません。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この件につきまして補足説明のある地元委員さんはいらっしゃいますか。——ないですか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 24 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

それでは議案書 11 ページをお開きください。

議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

計画の公告年月日は令和 7 年 4 月 30 日を予定しているところです。

売買の面積につきましては田んぼ 5,942 m²、売手は長野県農業開発公社のため 1、買手は 2 となっております。

この売買につきましては 4 月 7 日に農地あっせん審査会を開催したところです。

次ページ——12 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1件目であります、長野県農業開発公社から[]に売り渡すものです。
対象となる農用地の面積は4筆5,697㎡、対価は82万7,000円となっております。

こちらの農地の位置につきましては13ページの左側の図面を御覧ください。
場所は東伊那区、[]の南側に位置している農地でございます。
12ページにお戻りください。

2件目でございますが、こちらも同様に長野県農業開発公社から[]に
売り渡すものです。

農用地の面積につきましては1筆245㎡、対価につきましては11万3,000
円となっております。

こちらの農地の場所につきましては13ページの右側の図を御覧ください。
北割2区、[]の南側に位置する農地でございます。

この2件の売買につきましては所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡
しの時期につきましては、全て令和7年5月15日となっております。

こちらの売買の前所有者につきましては表の左下に記載してございますの
で御確認ください。

以上、本件につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この件について補足説明等が地元委員のほうからありましたらお願いいた
します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第25号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 農用地利用集積等促進計画
案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしま
した。

以上で終わりますが、終わる前に、まだ菅沼委員が来られておりませんので
欠席になりますが、法律第27条第3項の規定は満たしておりますので、決議

事項については有効となります。御承知おきください。

それでは、以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和7年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 午後3時34分